

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告 示

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件

○ 土地改良区の定款の変更を認可した件

○ 県営土地改良事業計画を定めた件

○ 県営土地改良事業計画を変更した件

○ 競争入札の方法により森林整備事業の委託業務契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件

○ 道路の区域を変更する件三件

○ 道路の供用を開始する件

○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

公 告

○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○ 県営土地改良事業の工事が完了した件二件

○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件四件

○ 随意契約の相手方を決定した件

福 島 県 告 示 第 百 七 十 八 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県東北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

## 告 示

一 指定する区域

福島県知事 佐藤雄平

福島市山口字明神三十番一の一部、三十五番一の一部、三十六番三の一部、百番一、百番二の一部、百番三の一部、百一番の一部及び百二番の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

（産業廃棄物課）

福 島 県 告 示 第 百 七 十 九 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十四年三月十九日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福 島 県 告 示 第 百 八 十 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤羽地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月九日から

同 年五月一日まで

（二十三日間）

三 縦覧の場所

石川町役場

（農村計画課）

福 島 県 告 示 第 百 八 十 一 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、万五郎地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

福島県知事 佐藤雄平



- 標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河羽鳥線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木一三一番地先から 同 郡同 村大字羽鳥字一本木一三一番地先まで	変更前 変更後	六・五 七・四	六九・八
	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木一三一番地先から 同 郡同 村大字羽鳥字行人塚四番一地先まで	変更後	五・七 一・八	二五八・九

(道路計画課)

福島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道羽鳥福良線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木一三一番地先から 同 郡同 村大字田良尾字鹿野二二番二地先まで	変更前 変更後	五・七 一〇一・五	二、〇三三・四
	岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野一番二地先から 同 郡同 村大字田良尾字鹿野二二番二地先まで	変更後	九・〇 一四・四	一八九・七

(道路計画課)

福島県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道一一五号	相馬市粟津字粟津二四番一地从り 同 市山上字山岸一〇番一地从りまで	変更前 変更後	A 一四・三 五一・四	五八七・〇

	変更後	
相馬市粟津字粟津二四番一地从先から	A 一四・三 五一・四	五八七・〇
同 市山上字山岸一〇番一地从先まで		
相馬市山上字山岸二〇番一地从先から	B 一七・八 六四・二	二五三・九
同 市粟津字長沢八九番一地从先まで		
相馬市山上字山岸九番二地从先から	C 六・〇 五八・〇	四一四・四
同 市粟津字長沢八九番一地从先まで		

(道路計画課)

福島県告示第百八十七号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十四年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市山上字山岸二〇番一地从先から 同 市粟津字長沢八九番一地从先まで	平成二十四年四月八日

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称  
塙町

二 都市計画事業の種類及び名称

塙町特定環境保全公共下水道

事業認可の年月日

平成十年六月二十三日

事業施行期間

(変更前) 平成十年六月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで

(変更後) 平成十年六月二十三日から平成二十八年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第百五十五号）の事業地から東白川郡塙町大字上石

井のうち字前田、字仲花及び字堀ノ内の各一部並びに大字塙の

うち字桜木町の一部を削除する。

使用の部分 なし。

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公 告

公告第七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月十三日

二 名称

特定非営利活動法人プロジェクトFUKUSHIMA

三 代表者の氏名

大友 良英

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市置賜町一番二十九号 佐平ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内外の一般市民に対し、福島県を中心とした音楽・文学・美術等の文化の発信、また文化芸術、放射能、エネルギー問題についての教育に関する事業を行い、福島県の地から新しい文化を創造することによって、国内外からネガティブなイメージでとらえられている福島をポジティブなイメージに変えていき、市民が豊かに安心して生活することができる地域づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年四月六日

平成二十四年四月六日

一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月二十八日  
福島県知事 佐藤雄平

二 名称  
特定非営利活動法人ほっと悠

三 代表者の氏名  
村田 純子

四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区本陣前一丁目六十七番地

五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、社会復帰・社会参加に関する事業を行い、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、長沼地区に係る県営農村地域環境保全整備事業の工事は、平成二十三年五月三十日完了したので公告する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

公告第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、作前一号地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十三年二月二十一日完了したので公告する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

公告第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称  
安積疏水土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

監事 高原 浩 須賀川市今泉字町内三一〇番地  
(農村計画課)

公告第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から船引都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所  
福島県土木部都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から常葉都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所  
福島県土木部都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から田村東部都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所  
福島県土木部都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

## 公告第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、塙町から塙都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

送括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総務部都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

## 公告第80号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年4月6日

福島県知事 佐藤 雄平

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

(1) 運転免許証写真関係消耗品カード基体 (IC) 362箱

(2) 運転免許証写真関係消耗品インクリボンカセット (IC) 163箱

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPTアイデアーステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり 483,300円 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

(2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり 140,000円 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

特例政令第10条第1項第2号該当

(入札用度課)